

広島赤十字・原爆病院 歯科医師臨床研修プログラム

(2026 年度版)



広島赤十字・原爆病院

Hiroshima Red Cross Hospital
&
Atomic-bomb Survivors Hospital

広島赤十字・原爆病院 理念

人道・博愛の赤十字精神のもと、人々に愛され信頼される病院を目指します。

広島赤十字・原爆病院 基本方針

- ・安全・確実な医療を提供します。
- ・常に自己研鑽を行い、質の高い医療・看護に務めます。
- ・人権を尊重し、説明と同意に基づいた医療を行います。
- ・適切な連携を図り、説明と同意に基づいた医療を行います。
- ・積極的な災害救護活動を行います。

初期臨床研修の理念

個人の尊厳と患者の権利を尊重し、安全で確実な医療を提供していくため、歯科医師としての必要な倫理観と、プライマリ・ケアの基本的な診療能力を身に付けます。

歯科医師臨床研修の基本理念

臨床研修は、歯科医師が、歯科医師としての人格を涵養し、将来専門とする分野にかかわらず、歯科医学及び歯科医療の果たすべき社会的役割を認識しつつ、一般的な診療において頻繁に関わる負傷又は疾病に適切に対応できるよう、基本的な診療能力を身に付けることのできるものでなければならない。

目 次

1. 研修プログラムについて	3
2. 広島赤十字・原爆病院の概要	12
3. 研修案内	14
4. 参考資料	15

1. 研修プログラムについて

I. プログラム名 広島赤十字・原爆病院 歯科医師臨床研修プログラム (プログラムNo.: 060218101)

II. 研修プログラムの特色

総合病院の歯科口腔外科として、顔面外傷・口腔がん・顎嚢胞の口腔外科疾患の治療など、広範囲な顎顔面疾患に対応しており、様々な症例を経験することができる。さらに医科診療科と密接に連携して、有病者の歯科治療と口腔ケアも積極的に行っているため、外来患者だけでなく入院患者に対する治療も研修することができる。研修内容としては、まず初めに患者に接する基本的態度及び検査法と所見の取り方を習得し、指導歯科医の診療の介助をしながら徐々に歯科診療の臨床技術を学んでいく。年度末では、当院麻酔科で1か月間の全身麻酔管理の研修も行っている。また、1年間の研修期間のうち2箇所の協力型(Ⅱ)臨床研修施設で合計30日、一般歯科治療、地域医療、訪問歯科治療などを研修する。経験豊富な指導歯科医とそれを支えてくれるスタッフの下での充実した研修を通して、外来から入院までの臨床知識と技術を習得することができる。

III. 研修プログラムの概要

1年間を通して、以下期間割における研修目標や修得項目を目安として、「Ⅳ.臨床研修の目標(P.5)」を達成できるように研修を行う。臨床技術においては、研修期間ごとに設定されている経験すべき研修項目(P.4)を経験し、目標症例数を達成できるように研修を行う。

1. 研修期間 1年間
2. 研修期間割 1年間のⅠ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳの4期に分ける。

期	研修場所	研修目標
Ⅰ期	歯科口腔外科	- 基本的な口腔に関する診査・診断ができる - 臨床の場での患者対応に慣れることを目標に、模型実習等も含めて研修する
		修得目安 基本的診察・検査・診断・診療計画
Ⅱ期	歯科口腔外科	簡単な症例に対する基本的な手技・処置を行いながらの診査、顎・顔面を含めた診断ができるようになる
		修得目安 基本的臨床技能等
Ⅲ期	歯科口腔外科	やや複雑な症例に対する手技、総合病院における歯科口腔外科という特性を考え、全身的な基礎疾患を持った患者の個々の全身状態を考慮した治療方針をたて、関連各科との連携のうえ、治療を行えるようになる
		修得目安 多職種連携、地域医療 患者管理 患者の状態に応じた歯科医療の提供
Ⅳ期	歯科口腔外科 麻酔科(1か月)	Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ期で身につけた項目を基本として、心身障害者の治療などを含めて、将来への橋渡しとなるような応用的な項目を研修する - 麻酔科において歯科手術の全身麻酔等を研修する
		修得目安 歯科専門職間の連携 歯科医療提供に関連する制度の理解 全身管理
その他	・協力型(Ⅱ)臨床研修施設 ・研修協力施設 * 保健所 * 血液センター	Ⅰ期からⅣ期までの間に、地域医療研修として協力型(Ⅱ)臨床研修施設(合計30日)ならびに保健所等の研修協力施設(各1日)にて研修する
		修得目安 多職種連携、地域医療 地域保健

3. その他研修

- 《採用時研修》 診療科研修開始前に1週間程度、基礎知識や技術の研修を受ける。
※介護老人保健・社会保険研修、赤十字事業研修を含む
- 《輸血検査研修》 輸血検査の基本的事項について研修を受ける。(1年間のうち0.5日)
- 《参加すべき研修会》 医療安全、感染対策、個人情報保護、保険診療 など

4. 研修期間ごとに経験すべき研修項目ならびに目標症例数

各項目における研修症例数が目標症例数の80%以上となること

期	No.	研修項目	目標 症例数	期	No.	研修項目	目標 症例数
Ⅰ期	1	顎顔面領域の視診・触診・聴診・打診	15	Ⅲ期	1	顎関節の診査	10
	2	診断用模型の作製と診査	10		2	咬合関係の診査	5
	3	歯科用エックス線写真の撮影と診断	50		3	穿刺及び細菌検査	5
	4	齦蝕の診査	20		4	複数窩洞の形成と修復操作	3
	5	歯周疾患の診査	10		5	歯内療法（臼歯の抜髄・複雑な感染根管処置・根管充填）	2
	6	罹患歯質の切削・除去	5		6	一歯欠損症例に対するブリッジの支台歯形成・印象採得・咬合採得・ブリッジの調整・装着	1
	7	歯周初期治療（歯石除去）	5		7	複雑な歯冠補綴処置	2
	8	欠損補綴の診断と設計	2		8	咬合関係に異常がない複雑な部分欠損補綴	2
	9	簡単な欠損症例に対する印象採得・咬合採得・人工歯 排列・試適・義歯の装着	2		9	顎堤変化がやや進んだ無歯顎補綴	1
	10	装着後の義歯の調整	10		10	口腔内消炎手術（歯肉膿瘍切開）	10
	11	破損補綴物の修理・調整	5		11	頬口唇舌小帯整形手術	3
	12	局所麻酔（浸潤麻酔）	10		12	抜歯（困難な永久歯）	10
	13	抜歯（乳歯・簡単な永久歯）	10		13	歯槽骨整形・骨瘤除去術	3
	14	診療記録等の作成 （電子カルテの作成・オーダーリングシステムにおける投薬・注射・ 検査・放射線撮影のオーダー・歯科技工指示書の発行と管理）	30		14	ショック時の救急処置	3
	15	ウ蝕予防の指導（ブラッシング・食生活等の指導）	5		15	患者の社会的・全身的背景に配慮し患者の自己 決定を尊重したインフォームド・コンセント	5
	16	一口腔単位の治療計画の作成	5	Ⅳ期	1	全身麻酔による手術の術前検査	10
Ⅱ期	1	顎・顔面・口腔のエックス線写真による診断	10		2	外傷歯・変色歯の処置	3
	2	パノラマエックス線写真による診断	10		3	咬合調整	5
	3	根管長の測定	5		4	2～4歯欠損のブリッジによる歯冠補綴	1
	4	歯髄診断	5		5	咬合関係が不良な症例に対する困難なブリッジ の支台歯形成と補綴操作	1
	5	急性症状のあるウ蝕歯牙の診断と除痛処置	5		6	困難な欠損補綴操作	1
	6	簡単な窩洞形成と修復操作	3		7	異常な咬合関係・著しい顎堤変化がある部分欠 損、あるいは無歯顎の補綴	1
	7	歯内療法（前歯の抜髄・感染根管処置・根管充填）	3		8	口腔内の異常出血に対する処置	5
	8	簡単な症例に対する支台歯形成・印象採得・咬合採 得・歯冠補綴物の調整・装着	2		9	口腔内消炎手術（骨髄炎・顎骨骨髄炎）	3
	9	顎堤変化の少ない無歯顎症例に対する印象採得・咬合採 得・人工歯排列・試適・義歯の装着・装着後の歯の調整	2		10	口腔外消炎手術	2
	10	局所麻酔（伝達麻酔）	50		11	歯根端切除術	2
	11	簡単な歯槽骨整形	3		12	歯根嚢胞摘出術	3
	12	口腔内縫合処置	50		13	埋伏歯の抜歯	3
	13	手術後処置	3		14	ハミセクション	2
	14	口腔内消炎手術（歯肉弁切除）	3		15	口腔周囲の外傷処置・顎骨骨折・顎間固定時の 介助	10
	15	抜歯（乳臼歯・永久歯）	10		16	心身障害者の歯科治療	1
					17	手術承諾書を要する手術の術前説明	5

IV. 臨床研修の目標

歯科医師臨床研修の到達目標および評価

A. 歯科医師としての基本的価値観(プロフェッショナリズム)
1. 社会的使命と公衆衛生への寄与 社会的使命を自覚し、説明責任を果たしつつ、社会の変遷に配慮した公正な医療の提供及び公衆衛生の向上に努める 2. 利他的な態度 患者の苦痛や不安の軽減と福利の向上を最優先するとともにQOLに配慮し、患者の価値観や自己決定権を尊重する 3. 人間性の尊重 患者や家族の多様な価値観、感情、知識に配慮し、尊敬の念と思いやりの心を持って接する 4. 自らを高める姿勢 自らの言動及び医療の内容を省察し、常に資質・能力の向上に努める
B. 資質・能力
1. 医学・医療における倫理性 診療、研究、教育に関する倫理的な問題を認識し、適切に行動する ① 人間の尊厳を守り、生命の不可侵性を尊重する。 ② 患者のプライバシーに配慮し、守秘義務を果たす。 ③ 倫理的ジレンマを認識し、相互尊重に基づき対応する。 ④ 利益相反を認識し、管理方針に準拠して対応する。 ⑤ 診療、研究、教育の透明性を確保し、不正行為の防止に努める。 2. 歯科医療の質と安全の管理 患者にとって良質かつ安全な医療を提供し、医療従事者の安全性にも配慮する ① 医療の質と患者安全の重要性を理解し、それらの評価・改善に努める。 ② 日常業務の一環として、報告・連絡・相談を実践する。 ③ 医療事故等の予防と事後の対応を行う。 ④ 歯科診療の特性を踏まえた院内感染対策について理解し、実践する。 ⑤ 医療従事者の健康管理(予防接種や針刺し事故への対応を含む。)を理解し、自らの健康管理に努める。 3. 医学知識と問題対応能力 最新の医学及び医療に関する知識を獲得し、自らが直面する診療上の問題について、科学的根拠に経験を加味して解決を図る ① 頻度の高い疾患について、適切な臨床推論のプロセスを経て、鑑別診断と初期対応を行う。 ② 患者情報を収集し、最新の医学的知見に基づいて、患者の意向や生活の質に配慮した臨床決断を行う。 ③ 保健・医療・福祉の各側面に配慮した診療計画を立案し、実行する。 ④ 高度な専門医療を要する場合には適切に連携する。 4. 診療技能と患者ケア 臨床技能を磨き、患者の苦痛や不安、考え・意向に配慮した診療を行う ① 患者の健康状態に関する情報を、心理・社会的側面を含めて、効果的かつ安全に収集する。 ② 診察・検査の結果を踏まえ、一口腔単位の診療計画を作成する。 ③ 患者の状態やライフステージに合わせた、最適な治療を安全に実施する。 ④ 診療内容とその根拠に関する医療記録や文書を、適切かつ遅滞なく作成する。

5. コミュニケーション能力

患者の心理・社会的背景を踏まえて、患者や家族と良好な関係性を築く

- ① 適切な言葉遣い、礼儀正しい態度、身だしなみで患者や家族に接する。
- ② 患者や家族にとって必要な情報を整理し、分かりやすい言葉で説明して患者の主体的な意思決定を支援する。
- ③ 患者や家族のニーズを身体・心理・社会的側面から把握する。

6. チーム医療の実践

医療従事者をはじめ、患者や家族に関わる全ての人の役割を理解し、連携を図る

- ① 歯科医療の提供にあたり、歯科衛生士、歯科技工士の役割を理解し、連携を図る。
- ② 多職種が連携し、チーム医療を提供するにあたり、医療を提供する組織やチームの目的、チームの各構成員の役割を理解する。
- ③ 医療チームにおいて各構成員と情報を共有し、連携を図る。

7. 社会における歯科医療の実践

医療の持つ社会的側面の重要性を踏まえ、各種医療制度・システムを理解し、地域社会に貢献する

- ① 健康保険を含む保健医療に関する法規・制度の目的と仕組みを理解する。
- ② 地域の健康問題やニーズ把握など、公衆衛生活動を理解する。
- ③ 予防医療・保健・健康増進に努める。
- ④ 地域包括ケアシステムを理解し、その推進に貢献する。
- ⑤ 災害や感染症パンデミックなどの非日常的な医療需要について理解する。

8. 科学的探究

医学及び医療における科学的アプローチを理解し、学術活動を通じて、医学及び医療の発展に寄与する

- ① 医療上の疑問点に対応する能力を身に付ける。
- ② 科学的研究方法を理解し、活用する。
- ③ 臨床研究や治験の意義を理解する。

9. 生涯にわたって共に学ぶ姿勢

医療の質の向上のために省察し、他の歯科医師・医療者と共に研鑽しながら、後進の育成にも携わり、生涯にわたって自律的に学び続ける

- ① 急速に変化・発展する医学知識・技術の吸収に努める。
- ② 同僚、後輩、歯科医師以外の医療職と互いに教え、学びあう。
- ③ 国内外の政策や医学及び医療の最新動向(薬剤耐性菌等を含む。)を把握する。

C. 基本的診療業務

1. 基本的診療能力等

(1) 基本的診察・検査・診断・診療計画

到達目標	研修内容	必要症例数
① 患者の心理的・社会的背景を考慮した上で、適切に医療面接を実施する	患者の話を誠実に聴いて、患者の立場を理解する	3症例
② 全身状態を考慮した上で、顎顔面及び口腔内の基本的な診察を実施し、診察所見を解釈する	問診票で現病歴・既往歴および内服薬を確認したうえで、診察を行い診断と可能な治療を行う。	3症例

③ 診察所見に応じた適切な画像検査や血液検査を選択、実施し、検査結果を解釈する	炎症/腫瘍/嚢胞疾患の鑑別を考慮して、パントモやCT撮影と血液生化学検査を行い、診断へ導く	3症例
④ 病歴聴取、診察所見及び検査結果に基づいて歯科疾患の診断を行う	患者の主訴・既往・現症・画像所見・血液検査結果より診断する	3症例
⑤ 診断結果に基づき、患者の状況・状態を総合的に考慮した上で、考え得る様々な一口腔単位の診療計画を検討し、立案する	診断に対し、歯科治療で対応可能か口腔外科処置が必要かを判断し、基礎疾患も考慮したうえで、治療計画を立てる	3症例
⑥ 必要な情報を整理した上で、わかりやすい言葉で十分な説明を行い、患者及び家族の意思決定を確認する	病状と診断および治療の選択肢を、書面をもって図と文章で説明し、同意を得る	3症例
(2) 基本的臨床技能等		
到達目標	研修内容	必要症例数
① 歯科疾患を予防するための口腔衛生指導、基本的な手技を実践する	歯式・歯周ポケット測定・歯の動揺・歯肉出血の有無・ブラーク染色など基本検査を行い、ブラッシング指導する	3症例
② 一般的な歯科疾患に対応するために必要となる基本的な治療及び管理を実践する a. 歯の硬組織疾患 b. 歯髄疾患 c. 歯周病 d. 口腔外科疾患 e. 歯質と歯の欠損 f. 口腔機能の発達不全、口腔機能の低下	a. 齲歯の進行に応じた修復治療 b. 歯髄炎・歯髄壊死に対する歯内療法 c. 歯周病の進行に応じた歯周治療とメンテナンス d. 保存不能な歯の抜歯と抜歯後出血などの術後管理 e. 歯質欠損の程度に応じた充填・補綴修復、および歯の欠損に応じたブリッジ・義歯治療 f. 顎変形症の外科治療や口腔癌の再建	各3症例
③ 基本的な応急処置を実践する	歯科治療であれば、歯質欠落に対する暫間充填、急性歯髄炎の抜髄治療、および破折義歯の修理など 口腔外科治療であれば、歯肉・歯周膿瘍の切開排膿や、外傷動揺歯の暫間固定など	3症例
④ 歯科診療を安全に行うために必要なバイタルサインを観察し、全身状態を評価する	外科処置の際に、酸素飽和度・血圧・脈拍をモニタリングしながら異常に注意して安全に行う	3症例
⑤ 診療に関する記録や文書(診療録、処方せん、歯科技工指示書等)を作成する	電子カルテ上で、診療録はSOAPの項目ごとに記載し、処方箋・技工指示書も用量・内容を項目ごとに正確に記載する	3症例
⑥ 医療事故の予防に関する基本的な対策について理解し、実践する	医療安全マニュアルに基づき、患者確認や針刺し防止策を徹底させ、問題を生じた場合はインシデントレポートを作成して再発防止を徹底する	3症例
(3) 患者管理		
到達目標	研修内容	必要症例数
① 歯科治療上問題となる全身的な疾患、服用薬剤等について説明する	腎疾患患者におけるNSAID剤の使用量、腎透析患者における抗菌薬使用量の説明など	3症例

② 患者の医療情報等について、必要に応じて主治の医師等と診療情報を共有する	心疾患患者における外科処置時の抗血栓剤・抗凝固薬継続の可否などに対応する	3症例
③ 全身状態に配慮が必要な患者に対し、歯科治療中にバイタルサインのモニタリングを行う	治療に際して、高血圧症患者の血圧モニタリング、呼吸器疾患患者の酸素飽和濃度モニタリングなど	3症例
④ 歯科診療時の主な併発症や偶発症への基本的な対応法を実践する	気分不良時に血圧・酸素飽和度測定を行い、必要に応じて酸素吸入やルート確保して対応する	3症例
⑤ 入院患者に対し、患者の状態に応じた基本的な術前・術後管理及び療養上の管理を実践する	手術患者に対して、周術期口腔機能管理に加え、術前の休止薬、術後の追加薬を確認し、血液検査データとバイタルサインの定期的なチェックを行う	3症例
(4) 患者の状態に応じた歯科医療の提供		
到達目標	研修内容	必要症例数
① 妊娠期、乳幼児期、学齢期、成人期、高齢期の患者に対し、各ライフステージに応じた歯科疾患の基本的な予防管理、口腔機能管理について理解し、実践する	それぞれのライフステージにおける齲蝕や歯周疾患の罹患リスクを把握して、ブラッシング指導などの口腔ケアを行う	5症例
② 各ライフステージ及び全身状態に応じた歯科医療を実践する	ライフステージにより基礎疾患の有無が大きく異なることを把握し、医科の主治医とも綿密に連携して安全な歯科治療を行う	5症例
③ 障害を有する患者への対応を実践する	寝たきり状態の患者に対して、誤嚥防止に努めながら口腔ケアや歯科治療を行う	1症例
2. 歯科医療に関連する連携と制度の理解等		
(1) 歯科専門職間の連携		
到達目標	研修内容	必要症例数
① 歯科衛生士の役割を理解し、予防処置や口腔衛生管理等の際に連携を図る	周術期口腔機能管理に際して、歯科衛生士と相談しながら計画作成と治療を行う	3症例
② 歯科技工士の役割を理解し、適切に歯科技工指示書を作成するとともに、必要に応じて連携を図る	補綴物作製に際して、咬合や安定性を考慮した設計を、歯科技工士と相談しながら行う	1症例
③ 多職種によるチーム医療について、その目的、各職種の役割を理解した上で、歯科専門職の役割を理解し、説明する	院内のNSTラウンドに参加して、栄養士・理学療法士・他科の医師らに、治療後の早期回復のための患者にあわせた口腔ケアの必要性を説明していく	3症例
(2) 多職種連携、地域医療		
到達目標	研修内容	必要症例数
① 地域包括ケアシステムについて理解し、説明する	院内の訪問医療チームの地域包括ケアシステム活動をもとに、その内容理解して説明できるようになる	1症例
② 地域包括ケアシステムにおける歯科医療の役割を説明する	院内の訪問医療チームの地域包括ケアシステム活動における医療ケア・サービスの一つとして、口腔ケアの重要性を説明する	1症例

③ がん患者等の周術期等口腔機能管理において、その目的及び各専門職の役割を理解した上で、多職種によるチーム医療に参加し、基本的な口腔機能管理を経験する	すでに公表されている癌患者の術後SSI予防に、周術期口腔機能管理が貢献している内容を理解したうえで、その重要性を他職種に説明し、口腔機能管理を行う	3症例
④ 歯科専門職が関与する多職種チーム（栄養サポートチーム、摂食嚥下リハビリテーションチーム、口腔ケアチーム等）について、その目的及び各専門職の役割を理解した上で、チーム医療に参加し、関係者と連携する	院内のNSTラウンドに参加して、栄養士・理学療法士・他科の医師らとともに、治療後の早期回復のための患者にあわせた口腔ケア実践していく	3症例
⑤ 入院患者の入退院時における多職種支援について理解し、参加する	口腔外科手術患者に関して、院内の入退院支援センターが果たす役割を理解して、参加する	3症例
(3) 地域保健		
到達目標	研修内容	必要症例数
① 地域の保健・福祉の関係機関、関係職種を理解し、説明する	地域の保健・福祉の関係機関の講演会に参加して理解を深め、指導歯科医に説明する	1症例
② 保健所等における地域歯科保健活動を理解し、説明する	保健所での地域歯科保健活動に関する研修を受けて、その内容を、指導歯科医に説明する	1症例
③ 保健所等における地域歯科保健活動を経験する。	保健所での地域歯科保健活動に関する研修を1日受ける	1症例
④ 歯科健診を経験し、地域住民に対する健康教育を経験する	研修協力施設で、社員の歯科検診に参加し、歯科健診の意義を説明する	1症例
(4) 歯科医療提供に関連する制度の理解		
到達目標	研修内容	必要症例数
① 医療法や歯科医師法をはじめとする医療に関する法規及び関連する制度の目的と仕組みを理解し、説明する	歯科医療に関する法規と制度を、書籍をもとに理解して、指導歯科医に説明する	1症例
② 医療保険制度を理解し、適切な保険診療を実践する	歯科医療保険制度を、指導歯科医の説明を受けて、適切な保険診療を行う	1症例
③ 介護保険制度の目的と仕組みを理解し、説明する	介護保険制度の目的と仕組みを、書籍をもとに理解し、指導歯科医に説明する	1症例

V. 研修施設の概要

1. 管理型臨床研修施設

- ・ 広島赤十字・原爆病院（広島市中区千田町 1 丁目 9 番 6 号）
臨床研修管理委員会委員長 藤本 真弓（副院長）
プログラム責任者 藤田 善教（歯科口腔外科部長）

2. 協力型(Ⅱ)臨床研修施設

- ・ マツダ株式会社 マツダ病院（広島県安芸郡府中町青崎南 2-15）
研修実施責任者（兼指導歯科医） 坂本 哲彦（歯科口腔外科主任部長）
- ・ おおつぼ歯科クリニック（広島県広島市西区田方 2 丁目 14-10）
研修実施責任者（兼指導歯科医） 大坪 宏（理事長）

3. 研修協力施設

- ・ 広島市保健所（広島市中区国泰寺町 1 丁目 6 番 34 号）
研修実施責任者 土屋 志津
- ・ 広島県赤十字血液センター（広島市中区千田町 2 丁目 5 番 5 号）
研修実施責任者 麻奥 英毅

《各研修施設の研修内容》

名 称	管理型臨床研修施設 【広島赤十字・原爆病院】 研修期間：11 か月	協力型（Ⅱ）臨床研修施設 【マツダ病院・ おおつぼ歯科クリニック】 研修期間：合計 30 日	研修協力施設 【保健所・広島赤十字血液センター】 研修期間：各 1 日
研 修 内 容	医療倫理 基本的診察・検査・診断・診療計画 基本的臨床技能等 口腔外科手術 口腔領域の検査と診断 患者管理 全身管理 患者の状態に応じた歯科医療の提供 歯科専門職間の連携 他職種連携、地域医療 歯科医療提供に関連する制度の理解	地域医療 一般歯科治療 摂食嚥下 保健・予防活動 小児歯科 口腔外科 訪問歯科治療	地域保健 保健・予防活動 血液事業の概略・関連事業の研修

VI. プログラムの管理・運営体制

研修プログラムの管理・運営は、歯科医師研修管理委員会及びプログラム責任者のもとで行い、定期的及び臨時に委員会を開催し、研修歯科医の指導方針と評価及び研修プログラムを計画する。

臨床研修管理委員会

以下に掲げる当院の臨床研修について、必要な検討・決定・評価を行う。

- ・ 臨床研修の運営計画及び研修に関すること。
- ・ 研修歯科医の採用・中断・修了に関すること。
- ・ その他臨床研修に関すること。

臨床研修管理委員会 歯科部会

以下に掲げる、当院の臨床研修についての運営を行う。また、審議結果を委員会に報告する

- ・臨床研修の内容や運営等の実務全般に関すること。
- ・病院見学、説明会等の研修歯科医師採用に関すること。
- ・指導歯科医に関すること。
- ・その他、歯科臨床研修に関すること。

VII. 指導体制

研修歯科医の指導については、指導歯科医の直接の指導を中心とする。指導歯科医が研修歯科医に患者を配当し、研修歯科医は上級歯科医・指導歯科医の指導のもと、治療を行う。

指導歯科医は、研修歯科医の進捗状況を把握し、不足している症例がある場合は、上級歯科医・指導歯科医等の患者の症例を配当する。

指導歯科医

- ・条 件 7年以上の臨床経験を有する者で、指導歯科医講習会（厚生労働省の定める「歯科医師の臨床研修に係る指導歯科講習会の開催指針」に基づくもの）を受講した者、または5年以上の臨床経験を有する者で、日本歯科医学会・専門分科会の認定医・専門医の資格を有し、指導歯科医講習会を受講している者
- ・業 務
 - ・研修期間中、個々の研修歯科医に診療行為も含めた指導を他の歯科医師ならびに医師と共に行う
 - ・研修修了時には、研修歯科医に対して評価を行う

VIII. 研修の評価方法

各研修の修了時に、研修歯科医本人と指導歯科医および他職種職員が各種評価表を用いて評価を行い、1年間の評価表をもとに、修了認定の可否について臨床研修管理委員会で審議する。

なお、修了判定基準としては以下の条件を達成することとする。

- ① 「臨床研修の目標（P.5～9）」における必要症例数を満たした上で、「歯科臨床研修評価表」の項目に対する指導歯科医評価が「2」以上であること
- ② 「経験すべき研修項目における研修症例数」が、目標症例数の80%以上であること

※1 症例の数え方：処置ごとに1症例とする。

※指導歯科医の指導のもとにおこなう見学及び介助症例数についても研修症例とする。

IX. 研修の修了と中断・再開・未修了

修了と中断・再開・未修了は厚生労働省の定める基準に準拠し、臨床研修管理委員会で審議する。

X. プログラム修了の認定

1年間の臨床研修プログラム修了時には、臨床研修修了証を交付する。

2. 広島赤十字・原爆病院の概要

I. 所在地等 〒730-8619 広島市中区千田町1丁目9番6号
TEL: 082-241-3111 (代表) FAX: 082-246-0676 (代表)

II. 許可病床数 565床 歯科口腔外科病床 8床

III. 診療科目 [35科] 内科、肝臓内科、腎臓内科、血液内科、内分泌・代謝内科、脳神経内科、循環器内科、呼吸器内科、消化器内科、精神科、外科、消化器外科、血管外科、乳腺外科、呼吸器外科、脳神経外科、整形外科、リハビリテーション科、形成外科、リウマチ科、産婦人科、小児科、小児アレルギー科、耳鼻咽喉科、頭頸部外科、眼科、皮膚科、泌尿器科、放射線診断科、放射線治療科、麻酔科、救急集中治療科、歯科口腔外科、病理診断科、緩和ケア科

IV. 総職員数 1,294名(令和7年4月1日現在)

V. 施設認定

日本内科学会認定医制度教育病院	日本麻酔科学会麻酔科認定病院
日本肝臓学会認定施設	日本ペインクリニック学会指定研修施設
日本腎臓学会研修施設	日本口腔外科学会認定医制度研修機関
日本透析医学会専門医制度認定施設	日本病理学会病理専門医制度認定施設B
日本血液学会認定血液研修施設	日本臨床細胞学会認定施設
日本糖尿病学会認定教育施設	日本病態栄養学会認定栄養管理・NST実施施設
日本内分泌学会認定教育施設	日本静脈経腸栄養学会認定NST稼働施設
日本神経学会専門医制度教育関連施設	日本栄養療法推進協議会認定NST稼働施設
日本循環器学会認定循環器専門医研修施設	日本骨髓バンク非血縁者間骨髓採取施設
日本高血圧学会専門医認定施設	日本がん治療認定医機構認定研修施設
日本呼吸器学会認定施設	乳房再建用エキスパンダー／インプラント実施施設
日本臨床腫瘍学会認定研修施設	下肢静脈瘤に対する血管内焼灼術の実施基準による実施施設
日本感染症学会研修施設	日本脈管学会研修指定施設
日本呼吸器内視鏡学会専門医制度認定施設	呼吸器外科専門医合同委員会認定修練施設基幹施設
日本老年医学会認定施設	呼吸器外科専門医合同委員会新専門医制度による専門研修連携施設
日本消化器内視鏡学会認定専門医制度指導施設	日本骨髓バンク非血縁者間末梢血幹細胞採取施設認定施設
日本消化器病学会認定医制度認定施設	National Clinical database(NDC)施設
日本胆道学会認定施設	日本消化管学会胃腸科指導施設
日本消化器外科学会専門医修練施設	日本外科感染症学会外科周術期感染管理教育施設
日本外科学会外科専門医制度修練施設	日本消化器学会連携施設(対象術式:腹腔鏡下肝切除術)
日本肝胆膵外科学会高度技能医修練施設A	腹部ステントグラフト実施施設
日本脳神経外科学会プログラム連携施設	日本IVR専門医修練施設
日本脳卒中学会認定研修教育病院	日本造血管細胞移植学会非血縁者間造血管細胞移植施設
一般社団法人日本脳卒中学会一次脳卒中センター	浅大腿動脈ステントグラフト実施施設
日本整形外科学会専門医制度研修施設	心臓血管外科専門医認定機構認定修練施設
日本リウマチ学会教育施設	心臓血管外科専門医認定機構心臓血管外科専門医制度修練施設群連携施設
日本産科婦人科学会専門医制度卒後研修指導施設	日本核医学学会専門医教育病院
日本周産期・新生児医学会母体・胎児専門医暫定研修施設	日本食道学会準認定施設
日本小児科学会認定医制度研修施設	日本医学会「母体血を用いた出生前遺伝学的検査」施設
日本小児血液・がん専門医研修施設	日本頭頸部外科学会指定研修施設(準認定施設)
日本耳鼻咽喉科学会専門医研修施設	日本脊椎脊髄病学会椎間板酵素注入療法実施可能施設
日本気管食道学会認定気管食道科専門医研修施設	日本医学放射線学会画像診断管理認証施設
日本眼科学会専門医制度研修施設	日本口腔科学会暫定研修施設
日本心血管インターベンション治療学会認定研修施設群連携施設	日本緩和医療学会認定研修施設
日本医学放射線学会放射線科専門医総合修練機関	日本呼吸器療法医学会呼吸療法専門医認定施設
日本皮膚科学会認定専門医研修施設	日本人間ドック学会人間ドック専門医制度研修施設
日本泌尿器科学会専門教育施設	日本超音波医学会認定超音波専門医研修施設
日本医学会 NIPT を実施する医療機関(基幹施設)	日本臓器学会認定指導医制度指導施設
日本脳神経血管内治療学会研修施設	

Ⅵ. 特殊診療部門	人工透析 38 台、無菌治療室 49 床、血液成分分離装置 3 台、 救急専用病床 8 床、人間ドック 8 床、開放病床 20 床、 小児外来化学療法室 1 床 骨髄移植施設 骨髄移植推進団体認定採取施設 骨髄移植推進団体認定移植施設 日本さい帯血バンクネットワーク登録移植医療機関
Ⅶ. 特 殊 施 設	健康管理センター 血液・腫瘍治療センター 肝臓センター
Ⅷ. 付帯事業施設	原子力放射能障害対策研究所
Ⅸ. 幹部職員氏名	病 院 長 古 川 善 也 副 院 長 有 馬 準 一 副 院 長 前 田 貴 司 副 院 長 藤 本 真 弓 副 院 長 榎 並 育 代 （看護部長兼務） 副 院 長 國 清 真 一 （事務部長兼務）

3. 研修案内

I. 所属部署 歯科口腔外科部

II. 当院の目指す歯科医師像について

1. 歯科医師は、病院の社会的施設としての責任・経営方針を厳守し、医療従事者として持たなくてはならない医療倫理・道德等の実践者として、常に勤務上の態度と行動は慎重かつ厳正でなくてはならない。
2. 歯科医師は、病院組織医療の主導的役割を常に持ち率先して病院の規約を守り、全職員の相互信頼と協力により、適正な医療活動を推進しなければならない。
3. 歯科医師は、モラルと活動意欲を忘れず常に良医を志向し、研鑽に努め、医療水準に遅れないよう努力しなければならない。また、患者に対して良い医療を最大の配慮と敬愛をもって行い、親切・適切・迅速なサービスに心がけ、歯科医師・患者間の信頼関係を保ち、広く地域住民にも信頼を得よう努めなければならない。
4. 歯科医師は、院内の指導的立場にあることを自覚し、その業務に誇りをもち、院内外を問わず歯科医師としての品位を保ち、病院の名誉信用を傷つける行為をしてはならない。
5. 歯科医師は、保険医として診療報酬制度の内容を熟知し、診療しなければならない。

III. 研修歯科医の処遇

- | | |
|-----------|--|
| 1. 身 分 | 研修歯科医師（常勤） |
| 2. 給 与 | 固定給 350,330 円（基本給 300,300+地域手当 10%+若手医師確保手当）+その他手当 |
| 3. 賞 与 | 438,050 円／年 |
| 4. 諸 手 当 | 通勤手当（上限 55,000 円）、住居手当（上限 28,500 円）、時間外手当 |
| 5. 勤務時間 | 実労働 38 時間 45 分／週 8：25 ～ 17：00 うち休憩 50 分間 |
| 6. 休 日 | 日曜日・土曜日・祝祭日・創立記念日（5 月 1 日）・年末年始 |
| 7. 休 暇 | 年次有給休暇（年 24 日 ※夏休 3 日含）、特別有給休暇（慶弔休暇など） |
| 8. 時間外勤務 | あり |
| 9. 当 直 | なし |
| 10. 宿 舎 | 2 戸（自己負担金 15,000 円/月又は 17,000 円/月） |
| 11. 研修医部屋 | あり（総合医局） |
| 12. 各種制度 | 育児休業、介護休暇など |
| 13. 福利厚生 | 健康保険（日本赤十字社健康保険組合）、厚生年金保険、雇用保険、労災保険、日本赤十字社年金制度、全社的福利厚生職員互助会制度（院友会）、院内保育所など |
| 14. 保 険 | 歯科医師賠償責任保険 病院自体の加入あり（個人加入推奨） |
| 15. 健康診断 | 年 1 回 |
| 16. そ の 他 | 各種研修会、講習会への参加可能。（参加費、交通費補助あり）
その他勤務、処遇等については職員給与要綱、職員就業規則等各規程に準ずる。 |

IV. 募集定員及び選考方法

1. 募 集 定 員 2 名（マッチング参加）
2. 募 集 方 法 公募
3. 選 考 方 法 面接
4. 募集・選考時期 募集：6 月頃 選考：8 月頃
5. 研修開始時期 令和 8 年 4 月

4. 參考資料

臨床研修管理委員会規程

[設置]

第1条 広島赤十字・原爆病院（以下「病院」という。）に、臨床研修管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

[目的]

第2条 委員会は、研修医が研修医としての基盤形成の時期に、患者を全人的に診ることができる基本的な診療能力を修得することにより、研修医としての資質の向上を図ることを目的とする。

[審議事項]

第3条 委員会は、次の事項について審議する。

- (1) 臨床研修の運営計画及び研修に関すること。
- (2) 研修プログラムの作成・評価・調整に関すること。
- (3) 研修評価に関すること。なお、評価に関する記録は委員会にて保管する。
- (4) 研修医の採用・中断・修了に関すること。
- (5) プログラム責任者及び指導医等の評価・指導に関すること。
- (6) その他臨床研修に関すること。

[委員]

第4条 委員会は委員長及び委員をもって組織し、それぞれ院長が任命する。

2 委員は次のものとする。

- (1) 研修プログラム責任者及び臨床研修協力病院（施設）の実施責任者
- (2) 臨床研修施設群の関係者を除く有識者
- (3) 事務部長
- (4) 看護部長
- (5) 臨床研修指導医

[任期]

第5条 委員の任期は2年間とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

[委員会]

第6条 委員会は委員長が招集し、議長を務める。

2 委員長に事故があるときは、委員長の指名する委員が職務を代理する。

3 委員会は、年度3回定期的に開催するほか、必要に応じて随時開催することができる。

4 委員会は、委員以外のものの意見を聞く必要があると認めたときは、その者を委員会に出席させ、意見を聞くことができる。

5 委員長は、委員会の審議事項を院長に報告しなければならない。

[医科部会、歯科部会の設置]

第7条 委員会に、下部組織として、臨床研修管理委員会医科部会（以下「医科部会」という。）、臨床研修管理委員会歯科部会（以下「歯科部会」という。）を置く。

2 医科部会、歯科部会には、当委員会に所属する医師及び歯科医師がこの任にあたり、委員長が指名する。

3 医科部会、歯科部会に関して必要な事項は、別に定める。

[事務局]

第8条 委員会の事務局は、教育研修推進室に置く。

[その他]

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

[附則]

この規程は、平成15年7月29日から施行する。

[附則]（改正）

この規程は、平成17年3月15日から施行する。

[附則]（改正）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

[附則]（改正）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

[附則]（改正）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

[附則]（改正）

この規程は、平成30年3月19日から施行する。

[附則]（改正）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

臨床研修管理委員会歯科部会規程

〔設置〕

第1条 広島赤十字・原爆病院臨床研修管理委員会（以下「委員会」という。）規程第7条に基づき、歯科臨床研修内容及び研修医教育の充実を図るため、臨床研修管理委員会歯科部会（以下「部会」という。）を設置する。

〔組織〕

第2条 部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって構成する。

2 部会長は、臨床研修管理委員会委員長が指名する。

3 部会員は、臨床研修部長、指導歯科医、事務部長を選出し、部会長が指名する。

4 部会員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、部会員に欠員が生じたときには、これを補充し、その任期は前任者の在任期間とする。

〔審議及び活動〕

第3条 部会は、第1条の目的を達成するため、以下の項目について審議及び実務を行うものとする。

（1）臨床研修の内容や運営等の実務全般に関すること。

（2）病院見学、説明会等の歯科臨床研修医師採用に関すること。

（3）指導歯科医に関すること。

（4）その他、歯科臨床研修に関すること。

〔会議〕

第4条 部会長は、第3条を遂行するため、会務を統括し運営に当たる。

2 部会長は、必要があると認めるときには、部会員以外の者に会議に出席させ、意見や資料提出を求めることができる。

〔議事及び報告〕

第5条 部会長は、部会で審議した結果について、速やかに臨床研修委員長に報告することとし、必要に応じて院長に報告しなければならない。

〔事務局〕

第6条 部会の事務局は、教育研修推進室に置く。

〔その他〕

第7条 前各号に定めるもののほか、部会の運営その他必要な事項に関しては、部会長が別に定める。

〔附則〕（新規制定）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

[附則]（第3条関係 一部改正）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。